

IV-11 地方公共財水準と負債を考慮した市町村合併における経済、財務的調整方法

東北大学 学生員 ○五十里洋
東北大学 フェロー 宮本和明
東北大学 正会員 北詰恵一

1. はじめに

近年、わが国において地方分権の推進が叫ばれている事情がある。今や個々の地方自治体が権限と財源を持ち、住民ニーズに迅速・敏感に対応した独自策を行う「地方主権」の時代が待望されている。高度な行政サービスには専門的な人材・組織が不可欠であり、市町村は財政基盤の強化、行政運営の効率化に取り組まざるをえないが、現行規模ではスケールメリットが働かず十分な対処は困難な場合が多い。以上のような理由から、合併問題に取り組む市町村が急増しつつある。

市町村合併において、負債の多い市町村と負債の少ない市町村が合併するとき、何も対策を立てないと、合併後、収入、支出、負債が一体化してしまうため、旧市町村間に不公平な状況が起こってしまう。負債の低い市町村のほうが得をすることになる、もしくは合併後に、一方の市町村を重点的に公共財を整備すると整備された方が得をする。このように、公共財の水準、地方債高の水準などすべてが等しい市町村同士の合併なら不公平な状況は起きないが、合併市町村間で財政状況、公共財水準などの格差があると、合併後、同じ市町村の市民でありながら不公平な状況を招く恐れがある。

その不公平を解消するためにさまざまな政策が行われているが、財務的な指標を用いた判断による調整にとどまっており、住民が享受する公共サービス水準などの住民の効用を考えた経済的な指標によつての合併市町村の税負担の調整はなされておらず、現状の調整政策では不十分と考えられる。

そこで、本研究では経済的な指標を用いることにより、市町村合併における、旧市町村間の負担の調整方法のあり方を明らかにすることを目的にしている。

2. 市町村合併における政策の整理

市町村が合併する際、合併支援のために、地方財政措置がなされる。簡単に分類すると以下ようになる。

1) 合併後の投資的支出に対しての財政措置

主な措置として、合併特例債という地方債によって措

置されている。

2) 合併にかかる費用についての財政措置

合併にかかる費用、経費を補助金、交付金によって合併による障害を軽減する措置。

3) 合併推進のための格差是正措置

公共料金などの格差是正。そして、合併する市町村間に財産や負債そして税金に格差がある場合、不均一課税ができることになっている。

3. 経済的視点の必要性

負債が多い市町村と負債が少ない市町村が合併するとき、合併後、収入、支出、負債が一体化してしまうため、旧市町村間に不公平な状況が起こってしまう。その不公平を解消するためにさまざまな政策が行われているが、財務的な指標を用いた判断による調整にとどまっており、住民が享受する公共サービス水準などの住民の効用を考えた経済的な指標によつての合併市町村の税負担の調整はなされておらず、現状の調整政策では不十分と考えた。現在、不公平を解消する主な政策として、旧市町村間の税負担に格差をつける不均一課税があげられるが、その政策に経済的な指標を導入するとどのようなことになるかということを考察していく。

4. 経済モデルの構築

モデルの前提を説明する。2地区 a, b からなり 2 地区の総人口は N である。地区間をコストなしに移動することができる。住民は、第 1 期と第 2 期の合計の効用を最大にするように行動する。自治体は財務情報に基づき自治体間調整を行う住民は経済情報に基づき、効用が最大になるように移動する。第 1 期に公共財を整備し、第 1 期と第 2 期で負債を住民から税金という形で徴収するとする。簡単のため 2 期間で割り引かない。ある地区のある期の住民の効用関数は

$$u(x, Q, h) \quad (1)$$

x は地代と税を引いた後の合成財消費量、 Q は地方公共

財水準、 h は住民が占有する土地面積である。

2期間とも住民は収入 y を得る。 Q (G, K)は地区 a における公共サービス水準で地区 a における公共サービス供給のための経常支出 G と、地区 a における公共サービス供給のための資本整備 K の関数である。1期と2期の間に地区 a と地区 b は合併し地区 ab となり、収入、支出が一体化したとする。合併によって公共財サービスを維持するための経常支出が一体的に管理することで規模の経済によって減った分を ΔG_{ab} とする。市民税は τ とする。地代は公共財水準と人口の関数で r とする。固定資産税の税率は t_i とする。したがって地区 a の1期の合成財消費 x は(2)になる

$$x = y - \tau_a - (1 + t_i)r_a \frac{L_a}{n_a^1} \quad (2)$$

地区 a の地方自治体の1期の予算制約は

$$\tau_a^1 n_a^1 + r_a^1 t_i L_a - 2G_a + K_a - D_a \quad (3)$$

ここで D_a は2期に持ち越された負債総量である。

地区 b の地方自治体の1期の予算制約は(4)になる。

$$\tau_b^1 n_b^1 + r_b^1 t_i L_b = 2G_b + K_b - D_b \quad (4)$$

地区 ab の地方自治体の2期の予算制約は(5)になる。

$$\tau_{ab}^1 N + r_{ab}^1 t_i L_a + r_b^1 t_i L_b = D_a + D_b - \Delta G_{ab} \quad (5)$$

(6)のようにコブダグラス型の効用関数を設定する。

$$u = x^A Q^B h^C \quad (6)$$

よって、地区 a の2期の均衡点での効用の値は

$$u_a^{1*} = \left\{ y - \tau_{ab}^1 - (1 + t_i)r_a^1 \frac{L_a}{n_a^1} + \frac{\alpha}{n_a^1} \right\}^A \left(Q_a^1 \right)^B \left(\frac{L_a}{n_a^1} \right)^C \quad (7)$$

同様に、地区 b の2期の均衡点での効用の値は

$$u_b^{1*} = \left\{ y - \tau_{ab}^1 - (1 + t_i)r_b^1 \frac{L_b}{n_b^1} + \frac{\alpha}{n_b^1} \right\}^A \left(Q_b^1 \right)^B \left(\frac{L_b}{n_b^1} \right)^C \quad (8)$$

ここで M を(9)とすると

$$M = \left(Q_a^1 \right)^{\frac{B}{A}} \left(\frac{L_a}{n_a^1} \right)^{\frac{C}{A}} \frac{1}{n_a^1} + \left(Q_b^1 \right)^{\frac{B}{A}} \left(\frac{L_b}{n_b^1} \right)^{\frac{C}{A}} \frac{1}{n_b^1} \quad (9)$$

(7), (8)より人口が移動しないような負債負担の調整量 α を出すと(10)になる。

$$\alpha = \frac{1}{M} \left\{ \left(Q_b^1 \right)^{\frac{B}{A}} \left(\frac{L_b}{n_b^1} \right)^{\frac{C}{A}} \left(y - \tau_{ab}^1 - (1 + t_i)r_b^1 \frac{L_b}{n_b^1} \right) - \left(Q_a^1 \right)^{\frac{B}{A}} \left(\frac{L_a}{n_a^1} \right)^{\frac{C}{A}} \left(y - \tau_{ab}^1 - (1 + t_i)r_a^1 \frac{L_a}{n_a^1} \right) \right\} \quad (10)$$

5. 結論

市町村合併の際に行われている不均一課税は旧市町村間の不公平を是正するためのものである。これは暗に市町村間を移動しなくても合併する市町村間で同じ効用が得られるように税負担を調整するという意味が含まれている。なぜなら、そのような調整をしなくても人口が移動して、効用が等しい均衡状態に至るからである。したがって、(10)で得られた負債負担の調整量と比較することができる。4.で説明したモデルの中で実際の不均一課税を表現すると(11)になる。

$$\alpha_r = \frac{ND_a - n_a^1 (\tau_{ab}^1 N + r_a^1 t_i L_a + r_b^1 t_i L_b + \Delta G_{ab})}{n_a^1} \quad (11)$$

モデルから導かれた(10)の旧市町村間の負債負担の調整量は α となっており、両者を比較すると、(11)に示されている負債負担の調整量 α_r は財務的な指標だけしか入っておらず、公共財の水準などの指標は反映されていない、(10)で得られた負債負担の調整量 α は公共財水準などの住民が享受する公共サービス水準などの住民の効用を考えた経済的な指標を反映したものとなっている。したがって、現在行われている市町村合併における調整政策には経済的な指標を考慮していないが、本研究の成果に基づいて補正することによって、より望ましい調整額となることが示された。

参考文献

- 1) Christian Schultz, Tomas Sjöström “Local public goods, debt and migration” Journal of Public Economics 80 (2001) 313-337
- 2) 塩津ゆりか「市町村合併の実証分析」 会計検査研究 No.24 (2001, 9)
- 3) 市町村合併税務研究会「市町村合併に伴う税務行政をめぐる諸問題」 税 98/9月号
- 4) 総務省ホームページ 合併相談コーナー <http://www.home.soumu.go.jp/gappei/gappei.html>